

特記仕様書

1 適用

この特記仕様書は、公園緑地事務所発注の公園緑地等維持管理業務委託に適用する。

2 ゴミ処理

発生する植物系ごみは、(株)グリーンアース 千葉キャピタルバイオマスセンター（千葉市中央区生実町 2657-2、2662-1）へ持ち込むこととし、処理 t 数の実績に合わせて、処理費を清算する。

※処分先の変更を希望する場合は、監督職員と協議することができる。

3 関係書類の提出

標準仕様書に示された書類のほか、以下の書類を提出すること。

① 作業計画書にゴミ処理計画及び当該委託の受注者がリサイクル工場等の処理業者と締結した廃棄物処理に関する契約書（写し可）を添付すること。

② 毎月 10 日までに、その前月分の市清掃工場・植物系ごみリサイクル工場搬入調書及び添付図書を提出すること。

※添付図書については、処理場名称、処理数量の確認できる「受入伝票」とします。

③ その他監督員の指示する書類

4 ゴミ処理費の清算

ゴミ処理費は検査毎に清算するため、中間検査（7 月末・11 月末）、完了検査（3 月末）毎とします。

